

告 示

埼玉県告示第三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Area Produce System

三 代表者の氏名

植杉 勝紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝五丁目十二番二十号大桐ビル一階

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域における保育・教育の促進および向上、また、それに関わる雇用の促進・安定を目指す事業を行ない、文化的で活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域における保育・教育の促進および向上、それに関わる雇用の促進・安定を目指す事業を行ない、また、介護予防を主とした高齢者の地域活動の促進、支援を行なうことで、児童と高齢者を結んだ包括的地域社会及び安全安心な社会づくりの実現に寄与することを目的とする。